

争訟事務処理要領の改正について

平成28年4月1日  
大通達甲（監察）第1号  
警務部長から本部各課・  
所・隊・室長、警察学校  
長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、争訟事件の処理に関し必要な事項を定めたものである。